

令和7年第3回（9月）佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和7年9月30日（火曜日）午前10時00分

2. 場所 佐々町役場 3階 議場

3. 開議 令和7年9月30日（火曜日）午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 | 須藤 敏規君 | 2 | 棚橋 優汰君 | 3 | 黒田 龍之介君 |
| 4 | 井上 智恵美君 | 5 | 中川 由美恵君 | 6 | 山之内 英樹君 |
| 7 | 横田 博茂君 | 8 | 永田 勝美君 | 9 | 長谷川 忠君 |
| 10 | 川副 剛君 | | | | |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----------------|--------|--------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 濱野 瓦君 | 副町長 | 濱田 能久君 | 教育長 | 富野 育君 |
| 総務理事兼 庁舎建設室長 | 大平 弘明君 | 総務課長 | 落合 健治君 | 税財政課長 | 藤永 大治君 |
| 住民福祉課長 | 松本 典子君 | 保険環境課長 | 宮原 良之君 | 多世代包括支援 センター長 | 松尾 直美君 |
| 企画商工課長 | 中道 隆介君 | 建設課長 | 山村 輝明君 | 農林水産課長 | 金子 剛君 |
| 水道課長 | 安達 伸男君 | 会計管理者 | 藤永 尊生君 | 教育次長 | 井手 守道君 |
| 農業委員会事務局長 | 作永 善則君 | | | | |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|--------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 荒木 洋介君 | 議会事務局書記 | 山下 愛君 |

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（長崎県知事・長崎県議会議長）
- (2) 令和7年第2回（8月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 委員長研修会
- (2) 長崎県町村議会議長会主催 県下町村議会議員研修会
- (3) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会
要望活動
- (4) 長崎県知事・長崎県議会議長への要望活動
- (5) 国土交通省及び地元選出国会議員への要望活動
- (6) 瀬戸市訪問

日程第4 行政報告

- (1) 報告第5号 令和6年度決算に基づく佐々町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
の件
- (2) 報告第6号 令和6年度 佐々町一般会計継続費精算報告書
- (3) 報告第7号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計継続費精算報告書
- (4) 令和7年度 松浦鉄道自治体連絡協議会総会について
- (5) 令和7年度 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会について
- (6) 令和7年度 第1回西九州させぼ広域都市圏協議会について
- (7) 長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動について
- (8) 国道交通省及び地元選出国会議員への要望活動について
- (9) 瀬戸市訪問について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 国民健康保険税率改定の考え方について
 - ③ クリーンセンター業務委託について
 - ④ クリーンセンター手数料の改定について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 水道料金・下水道使用料審議会の設置について
 - ② 下水道事業におけるウォーターP P Pの導入について
 - ③ 農業体験施設の在り方について
 - ④ 学校給食費公会計化の進捗状況について

3 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

日程第6 議案第65号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件

日程第7 議案第66号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件

日程第8 議案第67号 固定資産評価員の選任について同意を求める件

日程第9 一般質問

(1) 4番 井上 智恵美 議員 (一問一答)

日程第10 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 剛君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただ今から令和7年9月第3回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（瀬野 亘君）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年第3回佐々町議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様にお忙しい中、全員御出席を賜り誠にありがとうございます。

まず、御報告を申し上げます。

ふるさと納税において、全国で4つの市町におきまして基準違反がありました。ニュースが流れましたので御存じだと思いますが、本日から2年間ふるさと納税の指定が取り消されました。

ちなみに、本町の令和6年度の決算は9,000万円余りですが、ことしの状況は、きのうまでの納税額は4,746万1,000円で、昨年より増加傾向にあります。

今週の日曜日には町民運動会を予定しておりましたが、あいにくの天候不良により中止せざるを得ませんでした。運動会は、町内会の親睦と地域コミュニティの活性化に役立つものと思っておりましたし、子どもさんから高齢者の方まで参加の大きな行事でしたので、非常に残念でした。

さて、議員の皆様におかれましては、10月には秋の大祭のおくんちが開催され、収穫感謝の祭りとして執り行われますので、お忙しいことだと拝察いたします。

また、ながさきピース文化祭が9月14日から開会しておりますが、本町では10月5日、日曜日に「市の瀬戸窯跡と加藤民吉」と題してシンポジウムが開催されます。この事業は、瀬戸市様の御協力により、民吉翁の作品展示と学芸員の方が参加していただることになっております。

また、11月には神田雅楽出演の「雅楽の祭典」と、絵本作家をお招きしての「よつといでお話の世界へ」を開催しますので、どうぞ御参加、御鑑賞くださいますようお願いを申し上げます。

本定例会では、5つの条例改正、予算決算関係が14議案、人事同意案件3件と行政報告9件を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、棚橋優汰君、3番、黒田龍之介君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 剛 君）

日程第2、会期の決定を行います。

9月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、9月30日、本日から10月31日までの32日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明します。

9月30日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。1番目に、議長出席会議報告2件、2番目に、議員派遣結果6件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告ですが、9件の報告を町長からお願いします。なお、行政報告は、1番目から3番目までの報告を受けた後、3つの報告に対する一括質疑を行い、その後に4番目から9番目までの報告を受けた後、6つの報告に対する一括質疑を行います。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に、産業建設文教委員会所管事務調査、3番目に、議会運営委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、議案第65号から議案第67号までの人事案件3件の審議を行います。

次に、一般質問です。質問通告一覧表のとおり、6名の方のうち1番目の方からの質問です。

次に、発議第5号の1件です。1日目は、発議第5号の終了後、散会となります。

10月1日、本会議の2日目です。30日に引き続き一般質問です。質問通告一覧表のとおり、2番目から6番目の5名の方の質問です。2日目は、一般質問終了後、散会となります。

10月2日、本会議の3日目です。議案審議から行います。議案第46号から議案第64号までの19議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

次に、発議第6号から発議第9号までの4件です。3日目は、発議第9号の終了後、散会となります。

10月31日、本会議の4日目です。決算審査特別委員会に付託された事件の議案第51号から議案第57号までの7議案について、決算審査特別委員会委員長から一括報告をいただく予定です。

続きまして、閉会中の委員会継続調査を予定しております。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は9月30日、10月1日、10月2日、10月31日です。

お諮りします。本定例会の会期は、9月30日、本日から10月31日までの32日間に決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、9月30日、本日から10月31日までの32日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（川副 剛君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の2件を私のほうから行います。資料は、諸般の報告の議長出席会議報告です。

1件目は、資料2ページから4ページです。東彼杵道路建設促進期成会要望活動が、令和7年8月25日に長崎県庁にて、期成会会員である市町首長と議長、それから県議会議員参加の下、長崎県知事及び長崎県議会議長に要望を行っております。

2件目は、資料5ページから19ページです。令和7年第2回8月長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和7年8月29日に長崎県市町村会館で開催されました。副広域連合長の選任に関する同意議案として、園田大村市長と吉田長与町長が提案され、同意されております。

次に、資料7ページから10ページですが、議案第10号として「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決されました。

次に、10ページから13ページですが、議案第11号 令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についての報告が行われ、原案のとおり認定されております。

次に、13ページから18ページですが、議案第12号 令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての報告が行われ、原案のとおり認定されております。

18ページは、議会運営委員の選任が行われ、8名の方が選任されております。

また、19ページは1名の方の一般質問があつております。

次に、議員派遣結果を報告します。資料は諸般の報告の議員派遣結果です。

1件目は、令和7年7月24日に、長崎県市町村会館において、長崎県町村議会議長会主催の委員長研修会が開催され、常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長、正副議長が出席しております。

2件目は、令和7年8月5日に、長崎県市町村会館において、長崎県町村議会議長会主催の県下町村議会議員研修会が開催され、全議員が出席しております。

資料は2ページをお願いします。

3件目は、令和7年8月8日に、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による要望活動が行われ、佐賀県市町会館、佐賀県議会、佐賀国道事務所、長崎河川国道事務所、長崎県庁を訪問し、それぞれ要望を行いました。産業建設文教委員の4名と私が出席しております。

4件目は、令和7年9月9日に、長崎県庁において、長崎県知事、長崎県議会議長へ要望活動を行い、佐々町の課題に関する要望書を提出しました。町長、副町長、総務理事、関係課長とともに、正副議長及び常任委員会の両委員長と出席し、意見交換を行いました。「子どもの福祉医療費助成制度」と「西九州自動車道の整備促進」の2項目について重点的に要望し、町と連携し、国への働きかけも行っていきたいとの回答をいただきました。

5件目は、令和7年9月10日に、国土交通省、衆議院議員会館及び参議院議員会館において、

町長、企画商工課長とともに、正副議長と常任委員会の両委員長で、西九州自動車道の整備促進に関する要望を行いました。本町だけではなく、県北地域の発展のための早期完成を、国土交通省及び地元選出の国会議員へ要望をしました。

資料は3ページをお願いします。

6件目は、令和7年9月11日から12日にかけて、町長、企画商工課長とともに、私と横田産業建設文教委員長が愛知県瀬戸市を訪問しました。瀬戸市は、古くから窯業が盛んで、焼き物の町として有名な町で、本町の皿山焼きと深い関わり合いがあることから、今回の訪問が実現しました。現地の学芸員から歴史的資料の説明などを受け、瀬戸市との文化交流を図ることができました。

今報告しました、議長出席会議報告2件と議員派遣結果6件は、関係資料は議員控室に置いてありますので、御参考をいただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議長（川副 剛 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

案件を区切って報告を受け、質疑をしたいと思います。

まず、報告第5号から第7号までの3つの報告が終わった後、質疑を行い、次に4番目の令和7年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会についてから、9番目の瀬戸市訪問についてまでの報告が終わった後、質疑を行います。

それでは、報告第5号から第7号までの報告をお願いします。

町長。

町長（濱野 亘 君）

（報告第5号 朗読）

税財政課長に説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

私のほうから1番の健全化判断比率、法第3条関係につきまして御説明させていただきます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございますけれども、黒字ということで数値は入っておりませんが、マイナス9.5%となっております。これは、標準財政規模に対する一般会計の実質収支額の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、2つ目の連結実質赤字比率ですが、こちらも同様に黒字ということで数値は入っておりませんけれども、マイナス33.7%となっております。これは、標準財政規模に対する一般会計・特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足剩余額の合計の割合を示すものでございますが、黒字のためマイナスとなります。

次に、3つ目の実質公債費比率ですが、これは、一般会計の元利償還金と特別会計への繰出金のうち、起債の償還に当てたと認められる準元利償還金の標準財政規模に対する割合という

ことで、3か年平均で8.4%となっております。昨年度は8.8%でしたので、0.4ポイントの減少となっております。

最後、4つ目の将来負担比率ですけれども、こちらも黒字ということで数値は入っておりませんけれども、マイナス30.5%となっております。これは、一般会計の地方債現在高や特別会計の地方債現在高のうち、一般会計からの繰入見込額、また退職手当負担見込額など、将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する割合ということになっております。昨年度はマイナスの83%でしたので、52.5ポイントの増加となっています。

税財政課からは以上でございます。

議長（川副 剛 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

続きまして、同じページの2番目、資金不足比率（法第22条関係）につきまして御説明をさせていただきます。

水道事業会計、公共下水道事業会計とともに、資金不足比率につきましてはマイナスとなっておりますので、表示としてはバーの表示となっております。

水道事業会計のほうが、令和6年度はマイナス274.1%となっております。令和5年度はマイナスの278.8%でございましたので、4.7ポイントの増加ということになります。

公共下水道事業会計につきましては、令和6年度がマイナスの8.4%となっております。令和5年度がマイナス9.9%でございましたので、1.5ポイントの増加ということになっております。

この資金不足比率といいますのは、まず資金不足の額というものを出しますけれども、この資金不足額といるのは、一般会計でいうところの実質赤字額に相当するものということになっております。この実質赤字額、要は企業会計でいいますと資金不足額ですけれども、資金不足が生じた場合に、料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標ということになっております。本町の場合、水道事業会計も公共下水道事業会計も、どちらも資金不足が生じておりますので、バーの表示というふうになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（瀬野 亘 君）

（報告第6号 朗読）

説明は税財政課長にさせます。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

令和6年度佐々町一般会計継続費精算報告書。継続費精算報告書です。

4款衛生費2項清掃費、事業名、佐々クリーンセンター基幹的設備改良事業です。

まず、全体計画の年割額でございますけれども、令和4年度の年割額4,500万円、それに対する実績ということで、真ん中の欄にありますけれども、支出済額4,334万円となっております。令和5年度年割額16億8,901万円に対する支出済額が15億9,715万6,000円、令和6年度の年割額15億3,599万円、実績として支出済額15億7,150万4,000円、計の合計になります32億7,000万円の全体計画に対して、実績の支出済額32億1,200万円となっております。

続いて、次の3ページをお願いいたします。

3ページの表の見方になりますけれども、令和4年度の欄の当年度決算額②番、これが4,334万円というのが、先ほどの2ページの、令和4年度の決算支出済額になります。それから、今度は令和5年度の支出済額というのは、この令和4年度の③番、遡次繰越決算額166万円、太枠で囲っております166万円と、令和5年度の当年度決算額15億9,549万6,000円、これの合計額が令和5年度の支出済額ということになります。

続いて、令和5年度の③番、遡次繰越決算額9,351万4,000円と、令和6年度の②番の当年度決算額14億7,799万円、これの合計額が、先ほどの2ページの令和6年度の支出済額ということになります。

また2ページに戻っていただきまして、真ん中の実績の表のところでございます。支出済額が32億1,200万円ということで、そのうちの財源としまして国県支出金、これは国庫支出金になりますけれども、3分の1の補助ということになります。9億5,502万7,000円になります。

それから、地方債19億7,900万円、これは補助事業と単独事業の分になりますけれども、合わせて19億7,900万円の借入れを行っております。

それから、その他の欄に2億7,570万円とありますけれども、これは公共施設整備基金の取崩しで充当をしているものでございます。

それから、一般財源が227万3,000円ということになっております。

令和7年9月30日提出、佐々町長。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

（報告第7号 朗読）

説明は水道課長にさせます。

議長（川副 剛 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、2ページを御覧ください。

令和6年度佐々町公共下水道事業会計継続費精算報告書。1款資本的支出1項建設改良費、事業名、し尿等前処理施設建設事業でございます。こちら、令和3年度から令和6年度までの4年間の継続費を設定をさせていただいて、事業を進めてきたものということになります。

それぞれ年度ごとに説明をいたします。令和3年度の全体計画の中の年割額でございますけれども、4,620万円となっております。これに対しまして、真ん中の実績の欄の支払義務発生額でございますけれども、令和3年度についてはゼロ円ということになっております。

続きまして、令和4年度、年割額3億380万円、これに対しまして、実績として1億2,000万円の支払いを行っております。

令和5年度の年割額2億5,800万円の予算に対しまして、実績額として2億502万9,800円の支払いを行っております。

令和6年度の年割額2億650万円に対しまして、実績としまして3億7,512万5,700円の支払いを行っております。

全体としまして、予算総額として、年割額の欄の一番下、計になります、8億1,450万円の予算に対しまして、実績としまして7億15万5,500円の実績ということになっております。

次の3ページのほうを御覧ください。

3ページの表ですけれども、こちら内訳としてし尿等前処理施設の建設工事をピンクの網かけ、施工監理業務のほうを水色の網かけというふうに色分けをさせていただいております。それぞれ実績を載せております。

この表の見方ですけれども、今言いましたとおり、説明しましたとおり、令和3年度の年割額の予算として4,620万円ございましたけれども、それぞれ今度横見ていくと、令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度と並んでおるかと思いますが、この決算額はゼロでございましたので、右から2列目、差引き（当年度）4,620万円、これが残った形になっております。

備考欄に過次繰越というふうに書いておりますが、この過次繰越ししたものが、次の令和4年度のところの過次繰越予算額に、同額4,620万円を令和4年度に繰越しをしましたというふうな表の見方になっております。その隣の列には、年割額であります予算額、令和4年度の予算額、合計で3億380万円の予算額がございますというふうな見方です。

ちょっと右の方にいっていただきまして、令和4年度ですけれども、これに対して過次繰越しした予算額の中で、支払いをした決算額というのが4,520万円、それから、令和4年度の予算額としてございました3億380万円のうち、当年度の決算額として7,480万円、合計で右から4列目になりますけれども、計の欄、1億2,000万円の支出をしましたというふうな見方になります。これが令和5年度、令和6年度とずっと過次繰越をしながら事業を執行してきたというふうなことです。

この過次繰越をしながら、補助事業ですので、補助の獲得というところに力を入れてきたところでございますけれども、要は過次繰越をする際に、もともとの当年度の予算額といいますか、予算に近いところで補助要望はするんですけども、下水道の補助に関しては、近年、もともと2分の1、50%補助となっておるところが、近年40%から35%程度に国の予算の都合で大分削られてくるという実情がございましたので、この過次繰越をしながら、つかなかつた分を、また翌年度に当年度の分と合わせて補助申請をさせていただいてというふうなところを、県とも協議しながらやらせていただいて、結果的に、すいません、2ページにまた戻っていただきまして、支払義務発生額というところ、実績の支払義務発生額は合計で7億15万5,500円ですけれども、このうち補助対象事業費が6億8,812万5,900円でございました。これに対して、国の補助というのが3億4,405万3,000円でございましたので、このし尿前処理施設の事業に関しては、49.9%の補助を何とか確保することができたというふうな結果となっております。

それ以外の財源につきましては、企業債を3億2,070万円借り入れ、損益勘定留保資金等ということで、これは一般会計からの繰入金等になりますけれども、それと消費税での補填財源ということになりますけれども、こちらが3,540万2,500円という結果になっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（川副剛君）

これから報告第5号、第6号及び第7号に対する質疑を行います。

質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

一つは、継続費の精算についてなんですかけれども、先ほどの課長の御説明で、クリーンセンターの基幹的設備改良事業の支出済額32億1,200万円に対して、国県支出金がおおむね3分の1というふうに御説明があったんですけれども、この表に出ている金額とは1億円余り差がありますけれども、それはどういう理由か御説明いただきたいということが一つですね。

それから、下水道事業の会計について確認なんですかけれども、最終的には、通次繰越というのがなかなかよく理解できないんですけれども、この3ページの表で見ますと、令和4年度については、令和3年度の4,620万円が通次繰越の予算額に計上されているんですけれども、令和5年度以降は、通次繰越額と予算額はかなり差がありますよね。それは、今ほど御説明があつた、いわゆるその国の補助が確定しないものを増減しているということで理解すればいいのか。

ただ、最終的には四十九点数%ということで、50%のいわゆる補助というのは、ほぼ確定したというお話をだったので、この差がどうして生まれるのかということについて説明いただきたい。2点です。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目のクリーンセンターのほうになりますけれども、報告第6号のほうになります。支出済額が32億1,200万円となっておりますけれども、ここでは補助事業と単独事業と分かれしておりまして、32億1,200万円のうちの補助事業分が28億6,508万2,000円になります。単独事業が3億4,691万8,000円になります。

この補助事業の28億6,508万2,000円に対して、3分の1の補助ということで、9億5,502万7,000円が国庫補助でいただいておるというものになっております。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 剛 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

下水道のほうの継続費でございますけれども、まずその通次繰越というものについて御説明をさせていただきますと、年割額の予算に対して執行した額、支払いをした額、その差引きを全額翌年度に繰り越すものというふうになります。

ただし、繰り越す額については、予算額の残額を全額繰り越すんですけれども、繰り越す中身としましては、実際予算に対して契約額というのがございますので、全体契約額がございますので、繰り越した額の中には契約済みで繰り越す分と、純然たる予算の残額で繰り越す分というふうな内訳があるような形になりますが、いずれにしましても、通次繰越という制度は、予算残額を全部翌年度に繰り越すと。

次の年度も、今度は繰り越した予算額と当年度の年割額、両方合わせたところで執行した額を差し引いて残った額を、またさらに次の年度に繰り越すということで、毎年度の予算の残額を最終年度までずっと繰り越していくというふうな形のものが、継続費の通次繰越というふうな制度になっております。

先ほど御説明しました、その補助の獲得という部分につきましては、要はどうしても内示率が50%でいただけるところが40数%だったりとか、40を下回ったりとかっていうことがあります。毎年度の執行額を、逆にその内示をいただいた金額に合わせて、要はその2倍の支出とすることで、50%の補助を獲得した形にその年度は持っていくと。

ただし、その残り、要望していた分でついていない分がございますので、それは翌年度に、県と話をしながら、翌年度に次年度の要望と合わせたところで、交付の要望をさせていただきますというふうな調整をやりながら、最終年度まで持っていくと。

県と調整しながら、前年度についていない分を翌年度にと言いながらも、最後の令和6年度につきましては、最後の最後はしっかり50%つけてもらわんと困りますよというふうな話をしながら、そうやって調整をしながら何とか49.9%、0.1%ほど足りていませんけれども、49.9%の補助を獲得することができたというふうな意味合いでの御説明をしたところでございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

よろしいですか。ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、報告第5号、第6号及び第7号の質疑を終わります。

次に、行政報告の4番目から9番目までの報告をお願いします。

町長。

町長（濱野 真 君）

報告の4番目になりますけれども、令和7年度松浦鉄道自治体連絡協議会総会についてでございます。

先ほど議長からも御報告がありましたように、8月22日に佐世保市役所において開催されました。出席者は4市2町の執行部と議会の代表者、長崎県、佐賀県の関係者が出席されております。

決議事項につきましては、第1号議案 令和6年度事業報告と、第2号議案 令和6年度収支報告及び会計監査報告が一括提案され、承認されております。

次に、第3号議案 令和7年度事業計画案、第4号議案 令和7年度収支予算案、第5号議案 令和7年度松浦鉄道自治体連絡協議会負担金についてが一括提案されました。なお、令和7年度における自治体連絡協議会の佐々町の負担金は、昨年度と同額の5万円となっております。

次に、第6号議案 松浦鉄道の在り方について、長崎県、佐賀県から検討結果の説明がありました。まず、伊万里と江迎鹿町間のバス代替の実現性ですが、バス業界の運転士不足に加え、令和7年4月から、伊万里と松浦間のバス路線が廃止になったため、広域交通は松浦鉄道のみとなり、実現は困難とのことでした。

次に、国の支援制度を活用した上下分離方式の必要性につきましては、令和6年10月の運賃改定で収益が改善されたこと、上下分離はこれまで以上に自治体の負担が大きくなることもあるため、必要性はないとのことでした。

今後の進め方ですが、当面の間、現状の鉄道維持が前提となるため、次期施設整備計画は、期間を近年の物価高騰の状況を勘案して3年から5年とし、事業の必要性、重要度、緊急度、事業費等を改めて精査した上で計画を策定し、これまで同様の施設整備補助を継続する。さらに、更なる経営改善や自治体による新たな支援の必要性の検討を行い、松浦鉄道とも連携を強化することが挙げられました。

続いて、報告事項が3件あり、1つ目に、令和6年度の施設整備事業に対する自治体支援額実績について報告があり、事業終了後の実績額としては、入札等により総事業費が下がり、自治体支援額は、本町として1,051万9,000円から8万2,000円の減で1,043万7,000円に減額されました。

2つ目に、佐世保市等地域交通体系整備基金の現況について報告があり、令和6年度当初の基金残高が1億7,323万円でしたが、利子と基金管理の事務経費の差引きで、令和6年度末の基金残額が1万円減の1億7,322万円となっております。

3つ目に、松浦鉄道から、令和7年度施設整備事業内容の変更について報告がありました。車両重要部検査、非常用発電装置更新箇所などについての変更がありますが、全体の事業費の増減はないとのことです。

それから、松浦鉄道株式会社の経営状況について報告を受けました。令和6年度において、旅客運輸収入は10月に運賃改定を行ったこともあり、約700万円の増収となったが、以前から続く、燃油価格をはじめとする物価高騰の影響に加えて、最低賃金の引上げに伴う人件費の増による営業費用の増が響き、当期純利益は約5,400万円の赤字となった。令和7年度は、令和6年度の運賃改定で旅客運輸収入の増益が見込まれるが、最低賃金引上げ、物価高騰の影響が続くことが想定され、令和7年度の当期純利益も約1,800万円の赤字が見込まれる。定期外運賃収入増のための営業活動等、収支改善に向けての努力を行うが、今後も沿線自治体による支援をお願いできればということでした。

その他として、例年、本協議会で実施している国土交通省及び地元選出国会議員への要望活動ですが、国の更なる支援を得るために地域の熱意が必要ということで、首長、議長の要望活動への出席をお願いしたいとの要請がありました。

以上です。

続いて、報告5番目、令和7年度佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会について。

令和7年度佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会についてですが、8月27日に佐世保市清水地区コミュニティセンターにおいて、今年度の第1回協議会が開催されました。

出席者は佐世保市長を会長として、長崎県と佐世保市、佐々町の関係部局、学識経験者、利用者の代表、公共交通事業及び道路管理者、公安委員会、オブザーバーとして九州運輸局の関係部局が出席されております。

議事として、まず、令和6年度活動報告及び決算報告について事務局から説明があり、令和6年度は「佐世保市・佐々町地域公共交通計画」を策定し、実行計画である「佐世保市・佐々町地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、令和7年3月28日付で国より計画認定を受けたとの報告を受けました。

次に、令和6年度佐世保市地域公共交通計画の実施結果について、事務局から佐世保市・佐々町地域公共交通計画策定までの流れと、計画目標の達成状況について説明を受けました。

それから、令和7年度佐世保市・佐々町地域公共交通計画の取組状況について事務局から説明があり、今年度は、利便増進実施計画に取り上げております、佐世保市黒島における公共ライドシェア導入に向けた実証運行事業、持続可能な公共交通モデルを検討する人材育成事業に取り組んでいくことが報告されました。

次に、報告として、佐世保市大野地区のコミュニティバスや予約制乗り合いタクシーに関する国の補助金申請について、分科会の議決をもって協議会の議決とする旨の規約により、認定申請を行ったとの報告を受けました。

それから、佐世保市の敬老特別乗車証交付事業、いわゆる敬老バスについて事務局から説明があり、現在、佐世保市保健福祉審議会で見直しの検討が行われている旨の報告を受けました。

以上、協議会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

次に、報告 6 番目です。

令和 7 年度第 1 回西九州させぼ広域都市圏協議会の件についてですが、8 月 28 日にハウステンボス内のホテルヨーロッパにおいて、今年度の第 1 回協議会が開催されました。出席者は 5 市 7 町の執行部の代表者、オブザーバーとして長崎県の関係者が出席されております。

議事の 1 つ目として、連携事業の令和 6 年度実績の KPI 評価について事務局より報告を受け、KPI を設定していないなどの評価対象外を除いた 33 事業のうち、約 70% の 23 事業でおおむね目標を達成し、達成していない 10 事業については、次年度に向けて改善内容を検討するとの報告を受けました。

次に、令和 8 年度以降の新規拡充事業の検討について事務局より説明があり、ハウステンボスとの連携した取組、佐世保工業高等専門校の立地や長崎国際大学理工系学部の新設等を背景とした、産学官連携拠点施設設置に関する検討、歴史街道プロジェクトについて、今後協議を進めていく予定であるとのことでした。

それから、ハウステンボスと西九州させぼ広域都市圏との連携協定について、事務局より説明がありました。IR が不認定後の協議会において「IR 不認定となったこのタイミングだからこそ、ハウステンボスを核とした周遊観光に取り組むべきである」という議論がなされており、ハウステンボス経営陣の方と実際にお話しする機会を設けていただき、足りないところや持っている魅力などを共有することができれば、周遊の課題解決に向けてお互いに注力できるのではないかということで、令和 7 年 3 月の協議会で、ハウステンボス経営陣と首長との意見交換を行い、ハウステンボスと広域都市圏との連携協定締結の方向性が示され、今回、協定締結につながったとの報告を受けました。

第 1 回協議会終了後に、ハウステンボスと広域都市圏との連携協定の締結式が実施され、広域周遊観光及び滞在期間延伸の促進のための連携事業、観光コンテンツの開発、観光プロモーションの推進などを連携して行っていくことになりました。

以上、協議会の資料につきましては、議員控室に置かせていただいているので、御参照いただければと思います。

次に、報告の 7 番目です。長崎県知事及び長崎県議会議長への要望活動についてです。

さきに議長から報告がございましたように、令和 7 年 9 月 9 日に、本町が抱える課題等につきまして、県知事及び県議会議長に対しまして、町長及び議長の連名によります要望書を提出させていただきました。

町議会からは、川副議長、須藤副議長、永田総務厚生委員長、横田産業建設文教委員長に御出席をいただき、佐々町から 10 項目の内容による要望書を提出させていただきました。このうち、重点要望項目として「子どもの福祉医療費助成制度」についてと「西九州自動車道の整備促進」についての 2 項目に対しまして、県知事と県議会議長からそれぞれ回答をいただいております。

知事からは、子どもの福祉医療費助成制度について、厳しい状況の中、市町に御理解いただき、令和 5 年度から高校生福祉医療費について県が補助をする形で、県内全ての市町で 18 歳以下まで福祉医療費を助成する形ができた。この制度については、開始から 3 年をめどに検証し、見直しを予定しているところである。ただ、県の助成を拡大していくということは、財源確保やそれぞれの負担割合について検討が必要で、課題は少なくない。しかし、この制度の目的は、保護者の負担軽減や医療機関側の事務負担の軽減につなげることであり、県と市町みんなで知恵を絞って課題解決、また、持続可能な制度にしなければならないと考えているが、本来どこに住んでいても同じように医療にかかるのが当然であるため、国の責任において、現物給付が全国一律の制度となるよう、県としても引き続き国に要望していくとの回答をいただいております。

次に、西九州自動車道の整備について、平戸、松浦までの全線開通を楽しみにしているとこ

ろ。早期の全線開通実現のためには予算の確保が必要であり、国土強靭化の予算など国に求めていく。また、今年度は10月30日に東京で建設促進大会を予定しており、その後には国土交通省、財務省で要望活動を行う予定となっているので、町長、議長も是非同行していただきたい。

1日も早く実現できるよう、努力していくという回答でございました。

そのほかの要望項目についても、県としての対応を検討していきたいということでした。

場所が変わり、県議会議長から、子どもの福祉医療費について、国の責任において、全国どこに住んでいても同じ助成が受けられるよう、引き続き強く国に要望していく。長崎県においては、令和5年度から高校生の福祉医療費の助成を開始し、小中学生への助成の要望については、財源の確保など課題が多い状況であるので、市町と丁寧に協議を行い、県議会としても働きかけていく。

また、西九州自動車道の整備促進について、衆参両議院議長、関係大臣等へ要望を行い、予算は全国で20兆円の予算を確保できている状況。それを47都道府県で活用するため、その傾斜配分をしっかりと佐々町で確保できるよう働きかけていく。これまででも、125億円を超える予算が西九州道路についているので、推し進めるよう県議会としても要望していくという回答をいただきました。

そのほかの要望についても、地元県議の意見を聞きながら、議会としてもしっかりと対応させていただくとのことでございました。

以上のような要望活動でございましたが、今後も継続して県知事及び県議会議長への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

次に、報告の8番目でございます。

国土交通省及び地元選出国会議員への要望活動です。

議長から報告があり重複いたしますが、令和7年9月10日に国土交通省、衆議院、参議院議員会館へ正副議長、総務厚生委員長、産業建設文教委員長とともに訪問し、西九州自動車道の整備促進についての要望書を提出し、意見交換を行いました。

国土交通省では、古川副大臣をはじめとした4名の道路局長ほか幹部と面会し、要望書を提出しました。また、金子容三衆議院議員、古賀友一郎参議院議員、山本啓介参議院議員の地元選出国会議員と面会しまして、西九州自動車道の整備促進をはじめとした本町の課題について、意見交換を行いました。今後も、継続して国及び地元選出国会議員への要望活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、報告9番目。

瀬戸市訪問についてです。

令和7年9月11日、12日に愛知県瀬戸市へ、川副議長、横田産業建設文教委員長とともに、川本市長、富田議長、大森副市長を表敬訪問しました。そのほか関係部長、課長とも御挨拶をさせていただきました。

瀬戸市は焼き物の町として有名で、本町の佐々皿山で修行された加藤民吉が、磁器製法の技術を持ち帰ったことで、瀬戸焼きの磁祖、焼き物の神様です、と言われるようになりました。そのため、瀬戸市からは、過去に市長をはじめとした多くの方々が、何回も佐々町を来訪されており、今回は改めて本町から表敬訪問を行いました。

現在、ながさきピース文化祭が開催されておりますが、佐々町でも10月5日に「市の瀬窯跡と加藤民吉」と題してのシンポジウムを開催しますが、民吉翁の作品展示や瀬戸市から学芸員を派遣していただきます。加藤民吉翁がつないだ御縁を今後も継続して、交流を深めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

議 長（川副 剛 君）

ただ今、行政報告4番目から9番目までの報告が終わりました。
ここで、10分程度休憩を取ります。質疑は休憩後とします。
しばらく休憩します。

（11時02分 休憩）

（11時15分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
冒頭の挨拶について、町長から訂正があるとのことですので、説明をお願いします。
町長。

町 長（濱野 亘 君）

すいません。冒頭の開会の挨拶の中で、ふるさと納税のお話をさせていただいたんですけども、言葉が足らずにすいません。佐々町は指定取消しは受けておりません。申し訳ございません。よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

よろしいでしょうか。
では、これから行政報告4番目から9番目に対する質疑を行います。
質疑のあられる方。
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

先ほど町長の行政報告の6番目で、西九州させぼ広域都市圏協議会について出席されまして、これは佐々町の代表として、長崎県北の、また近隣自治体との協議の下、佐々町のための発言というか、何か積極的に発言された内容とかがございましたら、お伝えいただければと思います。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

その会議の中で、先ほど報告を申し上げた内容以外に、佐々町からの要望としまして、7月の定例会で3番議員からお願いがありました、人工芝のグラウンドの建設について提案があつたんですけども、佐々町としては非常に、今、財政厳しい状況ですので難しいということで、西九州させぼ広域圏の中で検討をしていただけないかというようなことで、御要望を申し上げた次第でございます。

その後のことですけども、佐世保市の相浦総合グラウンドの全面改修が何か計画されているということで、その中で検討をしたいというふうにおっしゃっていただきました。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

ありがとうございました。

いわゆるこの西九州させぼ広域都市圏協議会は、人口減少に打ち勝つために、1つの大きな県北の町として、広域で産業や生活基盤を強化していく考えがあると思います。

その中で、立地で、佐世保が中心としてやっていく協議会でしょうけども、立地としては佐々町が県北の中心地と考えたときに、今後も濱野町長におかれましては、佐々町のためにいろいろな発言をしていただければと思いますし、今回のように私が一般質問させていただいた内容を、どうか県北で実現していただけるような方向でお話をさせていただきましたことについて、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

あともう一つ、併せて質問をさせていただければと思います。

行政報告9番の瀬戸市訪問について、町長、御訪問されたかと思いますが、これについて、佐々町として、この瀬戸市との歴史を共有してのビジョンとか方向性があればお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

瀬戸市訪問をしましたのが、毎回といいますか、何年かに1回は瀬戸市からこちらに来られておりまして、佐々町から、今までどうだったのかということで、郷土史を読ませていただいて、郷土史編さん委員さんが3回ほど行かれていて、町長としては、菊本町長が1回行かれたという記録が残っておりましたけれども、最近こちらのほうから訪問したことがないので、行ってお話をして、今回10月5日に学芸員の方に来ていただくということで、その御挨拶もさせていただいて、お願ひをしてきたところなんですけれども、まずは佐々が加藤民吉の修行の地ということで思っています状況の中で、何か産業スパイみたいな話がされておりまして、瀬戸市さんとの考え方といいますか、全然違うところがあって、そこは今から歴史書を見て調整をしていかないといけないんですけども、結構、瀬戸市さんの方のほうが調べられておりまして、瀬戸市のほうではもう磁祖、神様ということで言われております。

いろんな物語も作られておりますので、その辺の歴史の違うところを正していかなければいけないという、佐々町の考え方を、もう少し修正を加えないといけないのかなというふうな感じで思っております、そこが調整できれば、友好的に交流を深めていけるのではないかなどといふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

ありがとうございました。

先ほど町長の御答弁にありましたとおり、マイナス面が、もしかしたら佐々町の中で加藤民吉のことについてもあるのかもしれませんけども、この佐々町の歴史、この焼き物の、皿山の焼き物の歴史については、今後この歴史を活用して、佐々町の魅力につなげていけるものになるかと思っております。

10月5日のシンポジウムも、私、参加させていただければと思っておりますし、そのマイナス面の意見を、どうか町長の今後のお考えや発言の下でプラスに転化させて、佐々町の一つの

歴史として、どんどん全国にPRできるようなものに進化できるような題材かと思いますので、前向きな御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（川副剛君）

町長。

町長（濱野亘君）

もう一つ、歴史的に加藤民吉さんが佐々に来られた経緯なんですけども、本当は有田、伊万里のほうに修業に行きたいというようなことだったんですけども、天草の東光寺を通じて、佐々の東光寺を通じて、また結果、市の瀬の釜跡で修業することになったと。修行された後も、瀬戸市との交流は、結構、佐々に御礼とか、天草のほうに御礼に行かれたりとか、そういう交流があったというような記録も残っておりますので、歴史のことをきちんと調べた上で、町民の皆様にお知らせをして、正していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（川副剛君）

3番議員、よろしいですか。（黒田議員「はい。」）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、行政報告4番目から9番目の質疑を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議長（川副剛君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

8番。

（総務厚生委員長 永田 勝美君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美君）

総務厚生委員長の永田でございます。

9月12日に行いました委員会の報告を行います。

所管事務調査の結果について、町議会規則第77条の規定により報告いたします。

開催日時は、9月12日、10時開会で、16時55分散会です。全員出席でございます。

所管事務調査の内容としましては、1、条例等について。

①として、佐々町誕生祝金支給条例の一部改正について。

住民福祉課から、子どもが生まれた際に、現在、佐々町で支給している住民登録がある父又は母に対して、第1子3万円、第2子5万円、第3子7万円と規定しているが、今回、受給資格を佐々町に住民登録がある新生児に対して、その祝金の金額を一律6万円とするものということで説明を受けました。

委員からは、第3子の出生時期を踏まえた経過的措置の必要性について意見がありました。委員会としては、内容を確認し、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

②児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について。

住民福祉課より、児童福祉法の一部を改正する法律において、児童福祉法の改正が行われたことに伴い、当該法律の条文が追加されたため、当該法律の規定を引用している本町の条例等についても関係条文の整理を行い、併せてその他所要の改正を行うものという説明を受けました。

改正法律の内容は、保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等の規定を設けるために、現行規定で通報義務等がある児童福祉施設等の対象施設に、新たに保育所が追加されたことに伴い、児童福祉法第33条の12、対象施設の追加による所管行政庁を定める規定及び、その他所管官庁が報告を行う審議会等を定める規定の2項が追加されたというものであります。

本町では、関連する条例が4条例ありますとして、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、2番目が、佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3番目が、佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、4番目が、佐々町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の4条例であります。

以上、内容について委員会としては確認をして、各委員に十分な検討をお願いして終了しております。

3点目、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

総務担当者より、令和6年、昨年の人事院による「公務員人事管理に関する報告」において、仕事と生活の両立支援が示され、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正が10月1日に施行されることに伴い、本町の条例を改正するものであります。

一つは部分休業の取得の選択と、非常勤、会計年度任用職員の部分休業取得の要件拡大、三つ目は出生時の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮などに関するものであります。

以上の改正に伴いまして、本町の4条例、育児休業等に関する4条例を改正する予定という報告がありました。

委員からは、現在の年次有給休暇の取得状況等の確認がありました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

4点目、佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

総務課担当者より、公職選挙法施行令が、令和7年6月4日に改正されたことに伴い、本町の条例に定めているビラ、ポスター等の上限価格単価を引き上げる改正です。ビラの作成は、1枚当たり7.73円を8.38円に、ポスターの作成は541.31円を586.88円に改正という内容です。

以上、内容について確認し、委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

（2）国民健康保険税率改定の考え方について。

保険環境課担当者より、概要、以下のような説明を受け、調査を行いました。

国民健康保険税率改定の考え方について、まず被保険者数は高齢化により、今後も被保険者数の減少は続くものと見込まれる。不隨して、歳入の国民健康保険税税収も減少していくことが予想される。一方、歳出は、県に納める国民健康保険事業費納付金が、令和5年から令和6年にかけて3,000万円ほど増額している。増額の要因は、激変緩和措置が終了したことによるもの。結果、国保基金が減少しており、令和8年度には枯渇することが見込まれ、不足額は、令和7年度以降は6,500万円ほどの国民健康保険税の収入が不足すると見込まれる。これを回避するためには、国民健康保険税率の改正を行い、歳入の不足額を補っていく必要がある。税制の改正については、4パターンを試算しているということで紹介がありました。

委員からは、制度についての質問と意見が活発に交わされました。

以上、委員会としては継続調査といたしました。

（3）クリーンセンター業務委託について。

保険環境課担当者より、前回の7月議会後、このクリーンセンター業務委託について、当初は令和8年4月の業務開始を目指してきたが、その後、内部協議・検討の中で、令和8年4月の開始は一旦見送り、内容について十分検討、協議を進めることとした旨の報告を受けました。

以上、委員会としては継続調査といたしました。

（4）クリーンセンター手数料の改定について。

保険環境課担当者より、今回の改定の目的は、ごみ処理施設にごみを搬入する際、条例に基づき、手数料を平成8年度から改定を行っていない。一方、周辺の自治体では料金改定が行われており、本町においても人件費や物価高騰等を踏まえて、料金の改定や料金区分が必要と考え、提案したいということでありました。実施時期は来年4月からということでございます。

手数料改定の背景としては、令和5年度に一般廃棄物会計基準を導入したことにより、処理費用の算出や処理費用に対する負担割合の公平性やごみ減量化、リサイクル推進を目的として、また、他市町村との料金基準の大きな差がある場合には、自治体の廃棄物流入、流出が懸念されるため、手数料改定の検討を行っているということです。

なお、手数料改定の検討に当たっては、環境省作成の一般廃棄物処理有料化の手引きにより、生活系廃棄物、一般家庭のごみは、周辺の自治体における料金基準を考慮する。事業系廃棄物は、廃棄物処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされているという紹介がありました。中途省略いたしますけれども、1回目の搬入を50キログラムからとしたいと。現行は10キログラムまで40円を、50キログラムまで400円ということで改定をしたい等の案が示されています。

今後の予定としては、ことしの12月に条例改正を行い、令和8年4月の施行スケジュールで実施、新たなごみ袋の販売は、製作期間を含めて令和8年7月より販売したい。また、不燃物のガラス・金属類の統一のごみ袋で、既に購入されている分については、現行どおり使用できることを広報紙等で周知したいと考えている等の説明を受けました。

委員会としては、継続調査といたしました。

その他として、委員より入札監視委員会での活動について調査の提案があり、議題といたしました。

総務理事より、現状について以下の説明を受けました。

直近の入札状況は、7月が4件、8月がなくて、9月が6件、現行のところは以上というのが、9月12日現在の状況だということでございました。入札の状況については、前町長の逮捕を受け、その後の入札は、町内業者に一部町外を加えたところで実施するという方向で進んでいたので、町長選挙後も踏襲しながら進めている。

工事については、最低制限価格を87%とし、ランダム係数を掛けるという形になっている。委託については、75%にランダム係数を掛けるということで、濱野町長になって以降、最低制限価格を5%引き下げたところで実施することとしている。

以上は、暫定的ということで、今年度いっぱい、そのような状況を続けていくという説明がありました。

委員からは、入札監視委員会の開催状況等についての確認がありました。入札監視委員会の組織の中に副町長が含まれており、今回、副町長が8月1日時点で選任されたという経過の中で、まだ開催されていないという旨の説明がありました。

委員会としては、現状を確認いたしました。

その他報告としては、クリーンセンター工場棟の採光窓修繕について、佐々町消防団第7分団詰所の移転について、3番目は、医療的ケア児家族の負担軽減事業について、4番目は、中

期財政見通しについて、5番目は、定額減税補足給付金について、不足額の給付についてですね。6番目は、庁舎建設事業に伴う課題と今後の整備スケジュールについて、7番目は新庁舎供用開始後の不具合等指摘事項に関する是正についてという7点、その他を含めて8点の報告を受けました。

委員会としての報告は、以上です。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

議長（川副 剛 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
7番。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 登壇）

産業建設文教委員長（横田 博茂 君）

産業建設文教委員会委員長の横田です。所管事務調査の報告をいたします。

招集年月日、令和7年8月26日、火曜日、午前10時、出席委員は5名全員です。

所管事務調査の案件は、水道料金・下水道使用料審議会の設置について、下水道事業によるウォーターPPPの導入について、各水道課、その他の3件でした。

1、水道料金・下水道使用料審議会の設置について、水道課。

上下水道については、今後、赤字に転落していく見込みで、料金改定の検討を前向きに進める必要がある。検討を進めるために、審議会をつくる料金改定に着手していくという提案であり、審議会については、地方自治法において設置が可能である。水道料金、下水道使用料の適正化を図るための事務を諮問する佐々町水道料金・下水道使用料審議会を設置したい。

趣旨として、適切なプロセスで料金改定の必要性を議会、住民に説明し、値上げについて納得感を持ってもらうことがポイントであり、最終的に審議会の答申が出れば、条例改正等で議会の承認が必要となる。

委員については、10名以内の組織。委員の構成として、識見を有する者、関係諸団体に属する者、水道及び下水道の使用者、その他町長が必要と認める者で設定しているが、まだ内部協議中で、今後さらに検討していく。

11月頃から審議会を設置して審議を始め、来年、令和8年度の5月ぐらいに審議会より答申をいただき、6月と9月議会の前の委員会で説明をし、まとめれば9月の定例会に料金改定の条例改正を上程したいと考えている。

さらに9月議会後、10月から3月までの6か月間を住民への周知期間として、ホームページや広報などの様々な媒体で周知を行い、可能であれば、令和9年度の4月から新料金体制でスタートしたいとのこと。この審議会の設置については、9月定例会で提案があるとのことで確認を終えました。

2、下水道事業におけるウォーターPPPの導入について。

国が地方公共団体の事務軽減、技術力の継承、コスト管理のため、維持管理と更新一体型のPPP、官民連携事業を推し進めている。更新事業実施型では、維持管理をする企業と更新をする企業の民間事業者同士がJV等を組み、その維持管理を行いながら、施設や管路の更新を民間事業者が自前で行っていく。または、地方公共団体と協議をしながら自前でやっていく。

この特徴として、一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きいというところと、民間の企業努力により、地方自治体が1個1個更新を発注するよりもコストが安価に上がるという効果が期待されている。更新実施型については、発注業務等もなくなり、

事務負担が減るというような管理一体型のマネジメント方式が想定されている。

更新支援型は、維持管理をする企業と更新をする企業委託を受け、更新に関わる事業者が施設の更新支援を行う。更新計画、維持管理をする中で、管路施設の更新計画を策定する。その計画策定を地方自治体が受け、その計画に基づいて、自治体が発注して更新を実施していく。

更新の実施について、今までどおり地方自治体が発注し、コスト管理の面では今までと一緒にとなる。事務負担についても、今までと一緒にである。

このウォーターPPPを、令和9年度以降導入を決定していることが、汚水管路の更新に関わる補助金の採択要件、国庫補助金の採択要件ということになっている。佐々町においては、供用開始から30年が経過しており、管路の更新を考えていかないといけない時期に到達していることから、このウォーターPPPの導入を検討する必要がある。

導入に向けた基本的な流れとして、国庫補助金の採択要件が令和9年度からということであることから、示されている期間の2、3年の間に、基礎調査、導入可能性調査、市場調査等を行い、公募を実施していく予定。

令和8年度の計画策定をもって、令和9年度では、府内でどういった方向に進めていくのか検討し、令和10年後以降、このウォーターPPPの導入に向けて進めていくとのこと。

この案件については、当委員会として継続調査といたしました。

2回目の所管事務調査の報告をいたします。

招集年月日、令和7年9月5日、金曜日、午前10時、出席委員は5人全員です。

所管事務調査案件は、1、学校給食費公会計化の進捗状況について、教育委員会。2、農業体験施設の在り方について、農林水産課。その他の3件。そして、その他の報告として9件の内容でした。

学校給食費公会計化の進捗状況について。

学校給食費の公会計化は、定義として、各学校でそれぞれ運用している学校給食費を、地方公共団体の会計に組み入れることである。進捗状況については、原案を、現在、教育委員会のほうで検討を重ねている最中。今後、国による給食費無償化の動向により、条文の修正などが必要にはなるが、教育委員会として、導入目標を令和8年度の2学期の9月から目指しているとのこと。

この案件については、当委員会としては継続調査といたしました。

2、農業体験施設の在り方について。

平成23年に農業体験施設に変わり、外壁塗装を中心に約8,000万円をかけ改修の工事をしている。施設全体のリニューアル、大規模改修を行う場合、約3億円程度の金額が見込まれる。令和6年度時点での施設に係る維持管理費は年間2,300万円であり、赤字が続いている。

今後、町直営で施設運営を進めていく上の課題は、改修コスト、維持管理費等、運営コストに係る負担が必要であり、町直営で施設改修費用、年間維持管理経費を回収できるような収益性のある事業展開が難しい状況ではあるが、今回、施設の基本方針として、既存の施設の維持管理を図りながら、新たにドッグランの整備、老朽化したキャンプ場のリニューアルによるオートキャンプ場の整備、施設維持管理や運用を障害者就労支援施設へ委託するなどの新たな活用について研究を重ねているとのこと。

この案件につきましては、当委員会としては継続調査といたしました。

その他報告として、農林水産課と建設課から、8月の豪雨による農地、道路、河川の被災状況報告や、庁舎建設室から旧庁舎解体、解体後の駐車場整備のスケジュールなどの説明を受けました。

以上の調査を行いましたので、詳細については、議事録又は資料等を御覧ください。

これで産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

次に、議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願ひします。

1番。

（議会運営委員長 須藤 敏規 君 登壇）

議会運営委員長（須藤 敏規 君）

議長の許可を得ましたので、議会運営委員会の所管の事務調査の報告をいたします。

令和7年9月1日に、役場委員会室において全委員の出席の下、開催をいたしました。

案件は、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について4件、その他1件の協議です。

まず、1件目は、佐々町議会委員会条例の一部改正についてであります。令和6年9月議会において、新庁舎建設に関する調査特別委員会を廃止したため、庁舎建設室がどちらの常任委員会にも所管に定めがありませんでしたので、協議を行いました。事業関係を所管する産業建設文教委員会の所管でどうかということでまとめました。

2件目は、佐々町議会会議規則の一部改正についてですが、議会関係の会議において、議員の個人用パソコンの端末と、執行部におかれては、業務用として使用しているノートパソコンを持ち込むことを可能とする改正を行うために協議を行いました。

委員からは、使用に際しましては、議長へ許可申請という形で提出する様式の必要性はないか、様々な端末があるので、限定せずに幅広く捉えてはどうかという意見があつております。

3件目は、佐々町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてであります。全国町村議会議長会が示す標準の傍聴規則がありまして、本町もそれに倣って作成しておりますが、近年の社会情勢の変化に対応していくために、標準の傍聴規則を変えたいということで協議を行いました。

主な内容といたしましては、傍聴席に入ることができない者として、これまでかなり細かく規定がされておりましたけれども、自治体の実情に合わせまして、また傍聴人の守るべき事項として、こちらも細かく規定されていたのを標準に合わせまして、主権者教育の面や子育て世帯の傍聴をしやすくするという観点から、これまで児童及び乳幼児は議長の許可がないと入ることはできませんでしたが、それをもって一律に制限はすべきではないということから、削除をするようにしております。

変更内容については、委員の皆さんから特段の意見は出ておりません。

以上、3件につきましては、本定例会の議員発議として提出する予定としております。

4件目は、佐々町議会情報通信端末機の使用基準の一部を改正する基準です。これは2件目のパソコン等の端末の持込み関係で、議会用のタブレットと持込み用の個人用の端末を明確に区分するような改正というものであります。

その他の1件として、佐々町議会としてソーシャルメディアの活用ガイドラインについて、近年ソーシャルメディアの活用は一般的になっておりますけれども、一方でまた、誤解を招く投稿や信頼を失ってしまう恐れがありますので、佐々町議会としてもルールを定めはどうかということで協議をしております。これについては、細かく再度協議を行うことといたしております。

この件につきましては、タブレット掲載の委員会の所管事務調査に載っておりますので、御参考ください。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

（議会運営委員長 須藤 敏規 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（11時51分 休憩）

（13時30分 再開）

— 日程第6 議案第65号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

日程第6、議案第65号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（瀬野 瓦 君）

（議案第65号 朗読）

2ページ以降に履歴書を書いております。御参照下さい。

議 長（川副 剛 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第65号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第7 議案第66号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第7、議案第66号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（瀬野 亘 君）

（議案第66号 朗読）

2ページに履歴書を書いております。よろしくお願ひを申し上げます。

議長（川副 剛 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第66号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第8 議案第67号 固定資産評価員の選任について同意を求める件 —

議長（川副 剛 君）

日程第8、議案第67号 固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（瀬野 亘 君）

（議案第67号 朗読）

2ページに履歴書を書いております。御参照いただければと思います。

議長（川副 剛 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第67号 固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。
しばらく休憩します。

(13時35分 休憩)
(13時36分 再開)

— 日程第9 一般質問（井上 智恵美 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第9、一般質問を行います。
それでは、質問通告書の順に発言を許可します。
一問一答方式により、4番、井上智恵美議員の発言を許可します。
4番。

4 番（井上 智恵美 君）

皆さん、こんにちは。4番、井上智恵美です。
今回、初めての一般質問でトップバッターを務めさせていただくこととなり、大変緊張しております。言い間違いなどあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。
早速ですが、一問一答方式で5つ質問させていただきます。
まず、初めに、教育長へ3つの質問がございます。
一つ目、体育館のエアコン設置についてです。
以前から何度も質問に上がっていることかとは思います。その際、佐々小学校、口石小学校の体育館は建て替えの可能性があるので、すぐの設置は難しいということはお聞きしました。
しかし、中学校は建て替えなどもないので、取り急ぎ設置ができないでしょうか。現在、エアコンがないので、熱中症警戒アラートが出たときには体育ができなくなり、授業に支障をきたしているそうです。予定どおりに授業が進まないと、子どもたちへの支障はもちろん、先生方の授業変更などの負担にもなりますので、中学校体育館へのエアコンの設置、また小学校体育館にはスポットクーラーなどを準備するなど、至急対策をしていただけないでしょうか。お願ひいたします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

学校体育館のエアコン設置につきましては、7月議会におきましても永田議員から御質問をいただき、答弁したところではございますが、設置に向けた研究を現在進めているところでございます。

議員御指摘の熱中症警戒アラートにつきましては、W B G T と言われる暑さ指数が、33度以上になると予測された場合に発表される予報でありまして、熱中症の危険性に対する気づきを促すものとされております。

長崎県においては、6月20日に最初の熱中症警戒アラートが発令されまして、9月24日までに65日間発令されており、そのうち夏休みを除きます学校の授業日におきましては、22日間発令をされておりますので、各学校においては児童生徒の教育活動に多少なりとも影響があったようです。

また、体育等の運動の実施に当たりましては、各学校におきましてWBGTを計測する計器を使用いたしまして、WBGTの指数が31度となった場合には、特別の場合以外は運動を中止するということでございます。体育の授業を計画していたものの、やむなく授業を保健に振り替えるといった措置を行っているという報告を受けております。

学校体育館のエアコン整備につきましては、各教室にエアコン設置が完了した令和元年頃から、様々な視点で検討されてまいりましたが、体育館という大空間におけるエアコンの初期投資は高価であるために、設置の実現には至っておりません。

また、議員御案内のとおり、両小学校の体育館におきましては、学校施設整備構想におきましても建て替えを原則としておりまして、空調等の大規模整備につきましては現実的に難しいと考えております。

中学校体育館につきましては、建て替えから17年程度でございまして、空調設備の設置が可能であることから、その方法について研究しているところでございます。しかしながら、中学校だけでなく、やはり小学校においても、体育館での活動における熱中症のリスクは年々高まっていることから、小学校、中学校のエアコンについて一元的に考えていかなければならぬと考えております。

一方で、避難所として活用する施設の空調設備設置に関しては、緊急防災・減災事業費や空調設備整備臨時特例交付金等を活用し、財源を活用することは可能になります。例えば、中学校の体育館が避難所であれば、その補助金等を活用できるということでございます。ただし、先ほど申し上げたように、両小学校の体育館については避難所しておりますが、様々な課題がございますので、この交付金の活用というのは非常に難しいと判断をしているところです。

中学校だけの設置ということになった場合でも、やはり初期投資というものは多額になります。一方、移動式の空調設備を、期間を限定してレンタルすることで、初期投資をかけずに活用すれば、小中学校3校に早急に対応ができます。ただし、交付金等の補助金が使えませんので、一般財源からの支出となるという現状でございます。

いずれにいたしましても、本町の財政状況と空調設置の在り方については、今後も前向きに研究はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

御答弁ありがとうございます。

年々気温は上昇傾向にありますので、子どもたちはもちろん、先生方や体育館利用をされる町民の方々のためにも、一日でも早く取付けが実現できるように、このままお力添えをいただけたらと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。

家庭訪問についてです。

今年度から佐々小学校のほうの家庭訪問がなくなり、通学路確認が行われていると保護者の方からお聞きしました。家庭訪問をなくしたのはなぜでしょうか。通学路確認を行うことは、毎朝登校する児童の安全のためにも必要なことだと思います。しかし、家庭訪問をなくしてしまっては、ネグレクトや身体的虐待などの発見が遅れる可能性が出てくると思います。そうならないために、家庭訪問の代わりに三者面談を行うなど、ほかに対策をされているのでしょうか。されているのであれば、家庭訪問よりもそれは有効になってくるのかというところをお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町の小中学校におきましては、昨年度まで、小学校において1校のみが年度初めに、全ての家庭を対象とした家庭訪問を実施しておりましたが、その小学校でも、本年度から家庭訪問に変えて、夏季休業前の保護者と担任による二者面談に変更したという報告を受けております。

学校における活動が教育課程と呼ばれまして、児童生徒が学校において行う教育活動は、この教育課程を校長が編成をするということになっております。そのうち国語や算数などのいわゆる「授業」と呼ばれるものは、年間標準時数として学校教育法施行規則によって定められております。そのほかの活動については、各学校の実態に応じて校長の裁量の下、時数を設定することとなっております。

家庭訪問につきましても、校長の裁量の下で、実施の有無については毎年決定をしているという実情でございます。

本町における全ての小中学校では、家庭訪問に代わるものとしまして、夏季休業前又は夏季休業に入ってすぐに、御家庭と担任とが面談をする機会というのを確保しております。

1学期の、いわゆる学習成績であったりとか生活態度であったりとか、そういったことも含めた学校における情報提供と、御家庭における児童生徒の様子などについて、情報交換をその場で行っており、従前から行われていた家庭訪問の目的を果たせるものと考えております。

また、ネグレクトやDV等の早期発見ということに関しましては、年間を通じて児童生徒との対話や身体測定等を通して、情報を共有しております。家庭訪問の目的の代替はできているものと認識はしております。

いずれにいたしましても、家庭訪問を実施したときと同じように、保護者と学校とがしっかりと連携をして、児童生徒の育ちを後押しするということは普遍のものと考えておりますので、様々な機会を通して情報共有を図ってまいりよう、指導してまいりたいと思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

御答弁ありがとうございます。

子どもたちだけではなく、保護者の方のためにも、家庭と学校が密に連携を取れるような体制を整えていただければと思うんですけれども、家庭訪問が、今、もう佐々町では、なので、小学校も中学校でも行われていないような状況になっているかと思うんですけれども、保護者の方から、私のほうは「家庭訪問はあったほうがいいんじゃないかな」ということでお声掛けをいただいたので、今回、一般質問をさせていただいているんですけれども、もし、今後もほかにもやっぱり家庭訪問があったほうがいいんじゃないかな、地域の、近くの子どもたちのこととも踏まえてお話ができたりとか、自分の子どもだけじゃなくてというところで、家庭訪問があってというほうがいいというお声があった場合は、教育長なり学校の校長先生のほうに、実際にお声をかけたほうがいいのか、またそれによって、再度家庭訪問が始まるような可能性というのはあるのでしょうか。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

失礼いたします。家庭訪問も含めた学校教育活動は、学校の先生だけではなくて、保護者の方であったり、特に佐々町はコミュニティスクールを採用しておりますので、学校運営協議会というのがございます。その中で校長の経営方針というのを了解をいただいて、学校運営を経営することになっておりますので、その場で家庭訪問の必要性であったりとか、保護者の方の実態に応じて、必要の可否ということを検討するということは可能かと思っております。

保護者の声であったり、地域の声ということを最終的に、総合的に勘案して学校行事等は決まりますので、是非そういったところで御意見いただくのは可能かというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

ありがとうございました。

子どもたちが安心して毎日の生活を送れるように、先生方も大変な職務の中で子どもたちの力になっていただけるように、教育委員会の皆様にも学校との情報共有など連携をしっかりと取っていただいて、御協力いただければと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、教育長への最後の質問をさせていただきます。

タブレット活用についてです。

現在、小学校ではタブレットの持ち帰りをしていないようです。中学校では、長期休暇などの宿題はタブレットを活用しているようですが、小学校でも宿題やお知らせなど、タブレットを活用できないでしょうか。もっと使用時間を増やせば、その分使いこなせるようになるかと思います。

ほかにもリモートで授業を受けられるようにしたり、授業をアーカイブに残すことで、不登校の児童さんもちろん、インフルエンザやコロナなどで出席停止や欠席をしたとしても、体調がよくなれば授業を受けることができるようになるかと思います。

また、授業中には分からなかったところも、後からお家のほうでもう一度復習ができたり、なかなか仕事で授業参観に行けない保護者の方も、どんなふうに授業が行われているのか、お子さんと一緒に見ることもできるかと思いますので、利点はたくさんあるかと思います。せつかく、今、1人1台タブレットがあるので、もっと最大限に有効活用ができないでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

タブレットの使用につきましては、議員御指摘のとおり、最大限有効活用しなければならないものと認識しておりますし、議員がおっしゃったように、様々な可能性を秘めている文房具というふうに考えております。

現在、中学校におきましては、原則毎日持ち帰りということで、家庭学習等の指示をタブレット上で行いまして、課題の提出などもタブレット上で行っていると、実情があるということございます。また、学校には登校できても教室に入れない生徒が、ステップルームにおいて教室の授業にオンラインで参加するという生徒もいるという現状がございます。

小学校におきましては、発達段階に応じて、各学級担任の裁量によって持ち帰りをさせてい

ることもありますが、多くの場合、持ち帰りはしていないという現状ということでございます。夏季休業日については全員持ち帰りをさせて、その場で夏休みの宿題等をさせたという実績もございます。

ただし、どうしても小学生の荷物の重さであったりとか、そういうところを勘案して、毎日の持ち帰りということはできていないという実情でございます。

教育委員会といたしましても、将来のデジタル化を生き抜く人材を育てるためにも、1人1台端末を文房具として使いこなせる児童生徒の育成を図らなくてはならないと考えております。

そのために、現在、ミライシードと呼ばれるアプリを導入いたしまして、児童生徒1人1人が、自分が学びたい単元を選択して学ぶことができる環境や、今、求められている協働的な学びを支えるための授業支援の環境を整えているところでございます。

今後、より児童生徒が1人1台端末に興味を持って触れる機会を増やせるよう研究を深めてまいりたいというふうに思っております。

コロナ禍では、県内の多くの学校で端末を持ち帰り、学級閉鎖等になった場合でも、オンラインで生徒の様子を確認したり、授業を行ったりした事例も多くございました。コロナ収束後の現在は、実際に子どもたちが登校し、子どもたちがグループ学習などを通して、子どもたち自身が対話をしながら授業内容を深める、主体的、対話的で深い学びというものを各学校で追求しており、その必要に応じてタブレットの使用を行っているという現状がございます。

先だって発表されました中央教育審議会の答申の中で、新しい学習指導要領の方向性が明らかにされました。その中でもタブレットを最大限活用して、DXに対応する授業展開ということを、様々な立場の児童生徒が参加できるようにという方向性も示されたところでございます。

現在、児童生徒が使用しているタブレットは、今年度末で新しいタブレットに入れ替えを行います。これを機会に、より有効活用を促すよう、各学校の実態を十分に加味しながら、運用の方針をまとめていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

ありがとうございます。

次年度の入替えの際に、実際に授業をアーカイブに残したりとかで、という対応自体はできそうでしょうか。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

アーカイブに残すという作業は、今のタブレットでも十分できるんですが、その体制を整えるのに少々時間をいただくことになるかと思います。

ただし、現在でもやろうと思えばではあるんですが、板書を写真で、授業の中で残して、全ての児童生徒に配信するということもされている先生もいらっしゃるということでございますので、いろんな形ができるのが、このタブレットのよさかなというふうに思っております。

アーカイブの配信も含めて、検討を十分進めてまいりたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

ありがとうございました。

使用頻度を増やせば増やすほど、子どもたちは私たち大人よりもすぐ使いこなすようになると思います。子どもたちも保護者も、安心してタブレットの使用ができるよう体制を整えながら、どんどん活用していただければと思います。

また、これから季節、インフルエンザやコロナなどが流行ってくると思いますので、先ほどお話しにあったように、学級閉鎖だったりとかというところも出てくるかと思いますので、できるだけ早くリモート授業とかができるようになればなと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、濱野町長へ二つ質問をさせていただきます。

まず一つ目、第2保育所の給食についてです。

現在、第2保育所の3歳児以上は、各家庭から御飯を持参しています。これを完全給食にできないでしょうか。

保育所では、持参された御飯を冷蔵庫で保管ができません。児童によっては朝早くから登園するため、室内での常温保存の時間が長くなってしまい、先生方は管理も大変です。エアコンが付いているとはいえ、夏場は特に痛まないか心配かと思います。

また、同じように保護者の方も、朝から御飯を詰めて冷めてから蓋をしたり、保冷剤を準備したりなど、痛まないように工夫をされていると思いますので、保護者の方の負担軽減にもなるかと思います。

小中学校は完全給食なので、できないことではないかと思います。衛生上の問題や保護者、先生方両方の負担軽減のためにも、完全給食へしていただけないでしょうか。お願ひいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

現場の状況等の回答につきましては、担当課長にさせます。その後、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

私のほうから、現状についてお答えします。

現在、3歳以上、今、55名おられるんですけども、御飯については議員さんおっしゃったように、各御家庭から、子どもさんが普段食べている量を持参していただいている状況です。冬場は各保育室にある温蔵庫、夏場は職員室で保管をしている状況になっております。

3歳未満児には御飯を提供しておりますが、人数が36名おられますけども、36名分については1人当たり30グラムとして、2升炊きの電気炊飯器で炊いている状況です。そのほか年に2回、七夕会、ひな祭り会の折には、全園児へちらし寿司を提供しておりますので、その際は全員分を炊いている状況です。

新たに、3歳以上児へ御飯を提供する場合の対応について現場に確認したところ、新たに炊飯器と、あと食器の購入が必要ということが分かりました。それから調理員の体制なんですが、今、正規職員を含めまして正規職員、会計年度任用職員で4名の体制で給食のほうを作つておるんですけども、主食を提供する場合は、今までどおりの人数で対応は可能ということでした。

あと御飯の盛り付けなんですが、この盛り付けについては、各クラスの保育士で行うことが想定されるということでした。

現状については、以上です。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

課題が結構ございまして、給食に係る保護者の負担につきましては、現在、3歳以上児は、副食費として4,800円をいただいておりますが、主食を提供する場合、別途主食費をいただくことが考えられます。免除の方もいらっしゃいますので、すみません。

3歳未満児は保育料に含まれるため、保護者負担はありません。そのため、費用負担については、保護者の皆様の御理解も必要となってきます。

お勤めをされている保護者にとりましては、毎朝御飯を炊いて容器に詰めることは、とても負担であることは十分承知をしております。まずは、現場の調理員、保育士と協議を行い、その後保護者の御意見も賜りたいと考えております。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

御答弁ありがとうございます。

先生方をはじめ、保護者の方々にもアンケートなどを取つていただきたりして、お話のほうを聞いていただければなというふうに思います。

今後、子どもたちも先生方も、夏場でも気にかけることなく、安心して御飯を食べられるように、また御飯もおかずと同じように温かいものを食べられるように、少しでも早く完全給食へ移行していただければと思います。

お忙しいとは思いますが、担当部署の住民福祉課の皆様、保育園と相談をしながら、お話を聞いていただければなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

最後の質問となります。消防団詰所についてです。

消防団の詰所にエアコンがないところがあるとお聞きいたしました。年々暑くなる中、災害時や訓練時など、詰所にいる時間が長くなるときには大変かと思います。町民のために活動されている消防団の方々の環境整備は、いざというとき100%の力を発揮してもらうために必要なことだと思います。

そのための一つとして、まずは詰所にエアコンの設置をしていただけないでしょうか、お願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

この件につきましても、担当課長のほうに説明をさせていただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問にありましたエアコンがない詰所につきましては、第7分団の詰所のことになるかと思われます。4番議員さんがおっしゃられましたとおり、消防詰所に滞在する時間が長時間になることもありますし、温暖化の影響もありますので、エアコンを整備する必要はあろうかと考えております。

第7分団詰所につきましては、現在、建て替えを計画しております、今回の補正予算に実施設計の予算を計上しております、予算が議決されれば、今年度中に執行する予定としております。

直近で建て替えました第4分団、第5分団の詰所につきましては、土間部分とその隣の洋室部分に建て替え工事でエアコンを設置しております、第7分団詰所の建て替えの際もエアコンを設置する予定ですので、環境は整備されるものと考えております。

また、残りの4つの分団詰所におきましても、一番使用されております土間部分につきましては、エアコンを設置しておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

御答弁ありがとうございます。

建て替えが完了すれば、全ての詰所にエアコンがあるようになるとのことで、安心いたしました。災害時のためにも、今後も環境整備を気にかけていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で、私の初めての一般質問は終了となります。拙い箇所もあったかと思いますが、御答弁いただき、皆様ありがとうございます。今後も一般質問をとおして、町民の皆様の声をしっかりと届けていきたいと思います。本日は、お時間をいただきありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、4番、井上智恵美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（14時01分 休憩）

（14時15分 再開）

— 日程第10 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、発議第5号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第5号 朗読）

議長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第5号 決算審査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

よって、決算審査特別委員会を設置します。委員は9名です。

暫く休憩します。

（14時17分 休憩）

（14時19分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

以上で、日程第10、発議第5号 決算審査特別委員会の設置についてを終わります。

休憩を取り、特別委員会を招集いたします。

しばらく休憩します。

(14時19分 休憩)
(15時00分 再開)

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、先ほど設置が決定しました決算審査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように、委員長と副委員長が決定しておりますので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

(15時00分 散会)